

年	月	日	交付

検 診 命 令 書

年 月 日

検査を受ける者の
居住地及び氏名

様

丸亀市福祉事務所長

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行なう医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備 考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

3 第1項の規定によって立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

年 月 日 交付

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

丸亀市福祉事務所長 様

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 （所） 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

1. 診療を要しない

2. 診療を要する

(1) 療法 ア. 対症療法でたりる イ. その他

(2) 通院 ア. 1週1回の通院 イ. 1週2～3回の通院

(3) 治ゆ見込み ヶ月で治ゆ見込

4. 稼働能力の有無（該当事項に○印を付けて下さい）

1. 受療しながら可能である 2. あと ヶ月で稼働見込あり 3. 稼働能力なし

(1) 軽就労

(2) 通常就労

※地区担当員

印

記事

※福祉事務所

印

嘱託医意見

（注意）

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

年 月 日 交付

検 診 料 請 求 書

丸亀市福祉事務所長 様

年 月 日

医 療 機 関 の 所 在 地
 名 称
 医 療 機 関 の 長 又 は
 開 設 者 の 氏 名

下記のとおり請求します。

※受察者		※居住地	
請 求 額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	円

（注意）

この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。